

不存在による非公開決定通知書

大 大 保 第 8168 号
令 和 8 年 7 月 3 日

株式会社 薫製倶楽部
代表取締役 森 雅昭 様

大阪市長 横山 英幸

令和8年6月19日の公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	別紙のとおり
公開請求に係る公文書を保有していない理由	<p>(公開請求書に記載された項目1について) 本市における令和6年の小林製薬株式会社の紅麹配合食品にかかる食中毒事案の対応において、BP-412株という名称の紅麹菌の工業用変異株が使用されていたことを把握・検討した記録はない。</p> <p>(公開請求書に記載された項目2～5について) 本市において、公開請求書に記載された項目2～5に示す内容について検討した記録はない。</p> <p>(公開請求書に記載された項目6について) 本市における令和6年の小林製薬株式会社の紅麹配合食品にかかる食中毒事案の対応において、当該食品の原料である紅麹の製造に使用された紅麹菌が工業用変異株であることを前提として検討した記録はない。</p> <p>以上から、当該公文書はそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p>
担 当	<p>健康局生活衛生部生活衛生課食品衛生グループ (電話番号 06-6208-9991)</p> <p>健康局保健所東部生活衛生監視事務所 (電話番号 06-6267-9888)</p>
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。